

自主防災組織における活動上のポイント

目標を設定しよう!

- 自主防災組織を継続させるためには、目標の設定を明確にしておくことが大切です。
- 自分たちの組織がめざすべき水準をみんなで話し合しましょう。

無理のない活動計画を!

- 自主防災組織は、地域のみんが自主的に一体となって活動するものです。
- 地域全体の合意により活動できるよう、無理のない活動計画を立てましょう。

地域の特性によって取り組みは異なる!

- 地域によって建物や人口密度などの特性は異なり、その結果、それぞれに被害の内容も変わってきます。
- 中高層の「集合住宅地区」と、古い家屋の「木造住宅密集地区」では、防災対策を考える際のポイントも異なります。このことは、備えておくべき資機材が異なるなど、防災活動の取り組みにも大きく影響します。

	集合住宅地区	木造住宅密集地区
長所	住宅の耐火・耐震能力が比較的高い	防災意識が高く、自主防災組織活動の充実度も
短所	① 危機意識が低く、防災への無関心が拡大 ② 昼間、人口が少なく、常時活動できる住民が限定されている	① 木造住宅が密集することで、火災の発生・延焼の危険性が高い ② 生活意識や生活様式の多様化などにより、かつての共同体的な秩序と連帯が失われつつある

継続的な取り組みを!

- 地域住民一人ひとりの立場からすると、ひんぱんに災害に見舞われることはありません。このため、自主防災組織が防災活動だけで地域住民の緊張感を維持していくことは難しくなります。
- 日常的な住民同士のふれあいの積み重ねこそが、災害時における地域の対応力に結びつきます。
- 福祉活動、環境保護活動、防犯活動、地域のお祭り行事などを自主防災活動と組み合わせて、日常性を大切に、楽しみながら、自然に地域の人同士のふれあいが行われるようにしましょう。

他の組織と協力しよう!

- 多くの人が避難所に集まって不自由な避難生活をするときや、共同で防災訓練をするときなど、自主防災組織がいくつか連合すると、より充実した活動ができます。
- 自主防災組織が連合する場合は、小学校区を単位とした規模で活動するのがよいでしょう。
- 民間防火組織として女性防火クラブが設置されており、これは日ごろから火災予防に努め、火災予防思想の普及や初期消火訓練を行っています。いざというとき、一体となって防災訓練ができるよう、連携体制を整えておくことが大切です。



政治色や宗教色を出さない!

- 自主防災組織は防災のための組織です。多くの人に参加してもらうためには、特定の政治色や宗教色を出してはいけません。

要配慮者を 支えよう!

- 要配慮者を災害から守るためには、地域全体の協力が必要不可欠です。
- 要配慮者ご本人を交えて支援する体制を築いておきましょう。
- 要配慮者を支援する人びとを地域住民全員で支えることも忘れずに。

要配慮者とは

- 要配慮者とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を必要とする人びとのことです。

避難するときはこんな援助を

〈高齢者には〉

- まず声をかけ、安否の確認を行う。
- 援助は複数の支援者で対応する。
- 緊急時は介助しながら安全な場所まで誘導する。

〈目の不自由な人には〉

- 「お手伝いしましょうか?」と、まず声をかける。
- 杖を持った方の手をとらず、ひじのあたりに触れゆっくり歩く。

〈耳が不自由な人には〉

- 正面に向き合って口をやや大きめに動かしてゆっくり話し、口の動きで情報を伝える。
- 手話や筆談のほか、手のひらに指先で文字を書いて情報を伝える。

〈車いすの人には〉

- 階段や急坂では必ず2~3人で援助する。
上がるときは前向き、下がるときは後ろ向きに。

〈内部障害のある人には〉

- かかりつけ医などの情報収集や医療機関への連絡を援助する。

〈知的障害のある人には〉

- 一人ではいるときは、声をかけて落ち着かせ、安全な場所へ誘導する。
- 言葉で理解されない場合は、手を引いて安全な行動ができるよう誘導する。

〈精神障害のある人には〉

- 簡潔に状況を説明し、安心させ見守る。

〈日本語でのコミュニケーションが十分でない外国人には〉

- 身振り、手振りで話しかけ、孤立させない。



要配慮者のみなさんへ

災害時の混乱の中では、遠方の支援者がすぐにつけけることは困難です。また、支援者が被災している場合も考えられます。このため、できる限り近隣に、複数の支援者をつくるようにしましょう。隣近所の人に、「自分には災害時に支援が必要である」という意思表示を日ごろから行い、協力を得られるようにすることも身の安全を守る第一歩です。

- 妊娠している人は、どこに行くときにも必ず「母子手帳・健康保険証・診察券」を持ち歩くようにしましょう。
- 持病のある人は、カードに病名・薬・主治医などを書いて常に携帯しましょう。
- 服用している薬があれば携帯しましょう。
- 自宅以外の連絡先を、友人や日ごろ利用している施設に連絡しておきましょう。
- いざというときに自分の居場所を周りの人に知らせることができるよう、笛・ブザーなどを用意しておきましょう。

災害時の安否確認等のための登録

- 豊中市では、災害発生時に自力避難が困難な避難行動要支援者を対象に、安否確認及び避難支援等を実施するための登録を受け付けています。登録すると災害時に校区福祉委員や民生・児童委員等が安否確認や避難支援等を行います。

●対象者

- ①65歳以上の単身世帯で要介護1、2または要支援1、2認定者
- ②要介護3、4、5認定者
- ③身体障害者手帳1級、2級所持者※
- ④精神障害者保健福祉手帳1級所持で単身世帯
- ⑤療育手帳A所持で単身世帯
- ⑥難病患者※
- ⑦その他災害時の自力避難に不安を抱く者で市長が特に必要と認めた者※

※さらに詳細な要件があります。

〈お問合せ〉危機管理課 ☎6858-2683
長寿安心課 ☎6858-2237
障害福祉課 ☎6858-2266